

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるとは、その翌日)

目 次

- ◇告 示 年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について(職員課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
- 開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)
- ◇教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇雑 報 理容師試験等の平成七年度第一回実地試験の実施(生活衛生課)
- 第二種大規模小売店舗についての意見聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第三百八十七号

平成五年四月鳥取県告示第四百号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成七年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

年 齢 階 層	補償基礎額の最低限度額	補償基礎額の最高限度額
二十歳未満	四、二三三円	一一、八二八円
二十歳以上二十五歳未満	五、一八八円	一一、八二八円
二十五歳以上三十歳未満	六、一五三円	一三、三六八円
三十歳以上三十五歳未満	六、七九八円	一六、一三五円
三十五歳以上四十歳未満	七、二一六円	一八、二七一円
四十歳以上四十五歳未満	七、三六九円	二〇、六六九円
四十五歳以上五十歳未満	七、五四四円	二二、五六八円
五十歳以上五十五歳未満	七、一五三円	二三、八七二円
五十五歳以上六十歳未満	六、一八九円	二三、七四六円
六十歳以上六十五歳未満	四、二三三円	一八、七九七円
六十五歳以上	三、九六〇円	一一、八二八円

附 則

- 1 この告示は、平成七年五月九日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第三百八十八号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業恩志第二地区農業用排水及び農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年五月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十二月十五日 鳥取県指令受米土維第八八七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎一丁目二二一六

伊吹 正治

鳥取県告示第三百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月二十八日 鳥取県指令受都計三一第一八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市吉岡字三軒屋中及び字井出狭

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎三丁目一五一二五

三沢木材有限会社

代表取締役 三沢 英

鳥取県告示第三百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項の規定において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年一月九日 鳥取県指令受鳥土維第六七五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡気高町北浜二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目三一

住宅流通サービス株式会社

代表取締役 金澤 泰治

鳥取県告示第三百九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項の規定において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月二十八日 鳥取県指令受都計三一三第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字宮ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一七〇一五八

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年五月九日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

一 日時 平成七年五月十一日（木）午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 鳥取県教育課程審議会委員の任命について

2 その他

雑 報

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、平成7年度第1回理容師実地試験及び美容師実地試験を次のとおり実施する。

平成7年5月9日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 古

<p>1 試験期日</p> <p>(1) 理容師実地試験 平成7年6月12日(月)</p> <p>(2) 美容師実地試験 平成7年6月19日(月)</p> <p>2 試験会場 理容師実地試験、美容師実地試験とも同会場 鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校</p> <p>3 試験事項</p> <p>(1) 理容師実地試験</p> <p>ア 理容の基礎的技術</p> <p>(ア) カッティング ミディアム分髪スタイルとする。</p> <p>(イ) シェーピング フェイシャル・シェーピング、ネック・シェーピング及び顔面処置を含む。</p> <p>(ウ) 整髪 分髪線のある基本整髪とする。</p> <p>イ 消毒薬の取扱</p> <p>ウ 理容を行う場合の衛生上の取扱</p> <p>(2) 美容師実地試験</p> <p>ア 美容の基礎的技術</p> <p>(ア) 第1課題 ワインディング ノー・パート、シンメトリー構成とする。</p> <p>(イ) 第2課題 オリジナル・セッティング ノーパート構成とする。</p> <p>イ 消毒薬の取扱</p> <p>ウ 美容を行う場合の衛生上の取扱</p> <p>4 受験願書受付期間 平成7年5月17日(木)から同月23日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(郵送の場合は、平成7年5月23日(火)までの消印のあるものに限って受け付ける。)</p> <p>5 受験願書提出先 〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB(日本交通公社)鳥取ビル2階</p>	<p>6 受験手数料及び納付方法 受験手数料は、13,000円とし、これを所定の方法により納付すること。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受験願書等配布場所 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部</p> <p>(2) 受験願書等配布期間 平成7年4月11日(火)から同年5月12日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>(3) 問い合わせ先 財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部 電話 0857(29)6086</p> <p>大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成7年5月23日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。</p> <p>平成7年5月9日</p> <p>鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 箒 箒</p> <p>○ 法第9条第3項の届出に係るもの</p>
---	---

1 届出者の氏名又は名称

株式会社ジュンテンドー

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンター ジュンテンドー 上道店

境港市上道町3243外

3 現在の休業日数

年10日

4 削減後の休業日数

年4日

5 休業日数の削減を行う年月日

平成7年8月26日